



清水家住宅：掛川市横須賀 北東外観



清水家住宅 土間上部小屋組み

生活や暮らし、産業など地域の歴史を物語る建造物が各地で見直されている。

天竜浜名湖鉄道の31施設が登録文化財に登録され、地域をまるごと博物郷にする構想が浮上している。下田、清水、菊川、二俣などでは蔵に注目し、伊豆石、なまこ、レンガで造られた倉庫をまちの遺産として活かしていく動きがある

歴史的にも文化的にも価値があるこれらの建造物を保全し活用するには、さまざまな課題があり、解決しなければならない壁がある。その一つが改修や改造、用途変更しようとした場合の法律の壁である。

### ■歴史的建造物を生かす道

法律を遵守しようとする、建築の価値が損なわれたり膨大な経費がかかる場合がある。建築の価値を維持しながら建築を活用していく方法があってもいいのではないかな。

そこで建築基準法をよく読んでみると、指定文化財でなくても、歴史的文化的価値が認められれば【適用除外】の特例を受ける道があるのである。

法第3条1項3号に、「文化財保護法第182条2項の条例その他の条例に定めるところにより」云々と書かれている。この「その他の条例」が制定されれば、特例を受けることができる道が拓かれるのである。

本会景観整備機構は、この法律の規定に着目し、昨年度から検討を重ねている。

本会、神奈川県建築士会、日本建築士会連合会の3者が共同して、国交省の住まい・まちづくり担い手事業の補助採択を受け、昨年度は保全活用手法のケーススタディと「その他の条例」のモデル条例案を作成した。今年度は条例化に向けた検討を進めるとともに、他県への周知するため出前講座を実施している。

### ■まちづくりに活かす

地域の歴史を物語る建造物を保全し活用していくことは、これからの時代に大切なことである。その

まちにしかないものを活かすことは、まちの個性を際立たせ、そのまちらしさを継承していくことにつながるからである。地域の文化と記憶を次世代につなげて、気持ちのよいまちをつくっていきたい。

### ■条例化に向けた検討

「その他の条例」は、文化財保護条例に付加してもいいし、景観条例の中に盛り込んでもいい。まったく新しい条例をつくってもいい。

法の特例を受けるためには、もちろん建築の安全措置が講じられる必要があり、建築審査会の同意も求められる。これらの道筋をつけるために、どのような課題や問題があり、行政・議会の合意が得られるか検討を重ねている。この検討会は県と市（浜松・掛川・袋井の3市）の建築基準法、景観法、文化財保護法の担当課と本会により構成される。昨年8月から12月まで4回検討会を重ねている。

### ■国交省と文化庁からの支援

本会景観整備機構は、国交省の補助事業だけでなく、今年度文化庁からも補助採択を受けて「地域の伝統文化の理解・普及をめざした歴史的建造物の保全・活用策提案」の事業も進めている。

これは昨年度実施した保全活用ケーススタディの文化庁版で、地域の伝統文化とのつながりを重点に活用策まで提案する内容である。

浜松市の鴨江別館、住吉浄水場ポンプ室、掛川市の清水家住宅についてケーススタディと活用提案すべく進めている。

### ■来たる2月2日に報告・研修会

このような取り組みを発表するとともに、歴史的建造物を保全・活用していく上でどのような課題があるか、どのように進めていけばいいか、建築士会と行政が集まって、みんなで考える場をもちたいと思う。

2月2日（水）午後あざれあに集まれ！（次頁）  
（景観整備機構 副代表 塩見寛）